

北海道交通・物流連携会議開催要領

第1 目的

本道交通を取り巻く環境の変化に的確に対応し、道民をはじめ各事業者など多様な主体が連携した交通・物流に関する施策を一体となって推進し、本道の更なる発展を支える交通ネットワークを実現するため、北海道交通政策総合指針に定めるところにより、「北海道交通・物流連携会議」（以下「会議」という。）を開催する。

第2 議題

会議の議題は、次のとおりとする。

- (1) 多様な主体が連携した交通・物流施策の検討や推進に関すること。
- (2) その他交通・物流に関する必要な事項。

第3 構成

会議の構成については、別表に掲げる学識経験者、交通・物流団体・事業者、経済団体、観光団体、産業団体、行政機関等により構成する。

第4 運営

- (1) 会議は、必要に応じて総合政策部交通企画監が招集し、主催する。
- (2) 会議は、学識経験者を座長とし、総合政策部交通企画監が指名する。

第5 ワーキンググループ

- (1) 必要に応じて、個別、専門的なテーマに関し、より具体的な検討を行うため、ワーキンググループを開催することができる。
- (2) ワーキンググループは、必要に応じて総合政策部交通政策局交通・物流連携担当局長が関係構成員及び構成員以外の関係者を招集し、主催する。
- (3) ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、総合政策部交通政策局交通・物流連携担当局長が別に定める。

第6 その他

- (1) 会議の運営にあたり必要となる庶務は、総合政策部交通政策局交通企画課において行う。
- (2) この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、総合政策部交通企画監が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月5日から施行する。

この要綱は、令和元年8月8日から施行する。

この要綱は、令和2年8月4日から施行する。

別表（第3関係）

構成員	
学識経験者	(1名)
交通・物流団体・事業者	一般社団法人北海道バス協会 一般社団法人北海道ハイヤー協会 公益社団法人北海道トラック協会 北海道通運業連盟 北海道通運業連合会 北海道地区レンタカー協会連合会 北海道旅客船協会 北海道港運協会 北海道船主協会連合会 北海道旅客鉄道株式会社 全日本空輸株式会社北海道支社 日本航空株式会社北海道地区 株式会社AIRDO <u>北海道エアポート株式会社</u> 東日本高速道路株式会社北海道支社 日本貨物鉄道株式会社 札幌国際工アカゴターミナル株式会社
経済団体	北海道経済連合会 一般社団法人北海道商工会議所連合会
観光団体	公益社団法人北海道観光振興機構 一般社団法人日本旅行業協会北海道支部 北海道ホテル旅館生活衛生同業組合
産業団体	ホクレン農業協同組合連合会 北海道漁業協同組合連合会
行政機関	国土交通省北海道運輸局 国土交通省北海道開発局 国土交通省東京航空局新千歳空港事務所 札幌管区気象台 札幌市 北海道